○総務省告示第百六十一号

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第十六条の二の二第一項第一号の二、第十六条の二の八第三項第六号、第二十八条の五十四第五号のニイ、第二十八条の五十九の二第二項第八号ロ⑵(i)、同条第四項第二号及び同条第六項第二号ロ(1)(iii)、第三十五条の二第四項第二号ハ、第三十五条の四第三項、第四十条第一項第二号イからニまで並びに第四十三条の三第三項第一号から第四号までの規定に基づき、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十九年自治省告示第九十九号）の一部を次のように改正する。

令和七年五月十四日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（屋内貯蔵所の架台の基準） **第四条の二の二**　規則第十六条の二の二第一項第一号の二の告示で定める架台は、床に直接設けられ、又は堅固な基礎に固定して設けられたレールに沿つて移動させることができるものであつて、容易に転倒しない構造を有するものとする。 （蓄電池の基準） **第四条の二の三**　規則第十六条の二の八第三項第六号、第二十八条の五十四第五号のニイ、第二十八条の五十九の二第四項第二号、第三十五条の四第三項、第四十条第一項第二号イ及びハ並びに第四十三条の三第三項第一号の告示で定める基準に適合する蓄電池は、日本産業規格C八七一五―二「産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システム―第二部：安全性要求事項」若しくは日本産業規格C四四四一「電気エネルギー貯蔵システム―電力システムに接続される電気エネルギー貯蔵システムの安全要求事項―電気化学的システム」に適合するもの又はこれらと同等以上の出火若しくは類焼に対する安全性を有するものであることとする。 （敷地境界線の外縁に存する施設） **第四条の二の四**　［略］ （遮蔽板の基準） **第六十八条の二の二**　規則第二十八条の五十九の二第二項第八号ロ⑵(i)及び同条第六項第二号ロ(1)(iii)の告示で定める遮蔽板は、その材料が次の各号に定める耐火試験に合格したもの又はこれと同等以上の性能を有するものとする。 一　耐火試験は次に定めるところにより行うこと。 イ　加熱炉に試験材を次の図のように設置すること。 ロ　加熱炉により、試験材の片面を加熱し、非加熱面での火炎、亀裂その他の損傷の有無を確認するとともに、非加熱面側の温度を測定すること。 ハ　試験材の一辺の長さは、三十センチメートル以上とすること。 ニ　加熱は、炉内の温度の時間経過が次の式で表される数値となるように行うこと。 $T=345\log 10(8t+1)+20$ Tは、平均炉内温度（単位　℃） tは、試験の経過時間（単位　分） ホ　非加熱面側の温度は、当該面から三十センチメートル離れた位置で測定すること。	［新設］ ［新設］ （敷地境界線の外縁に存する施設） **第四条の二の二**　［同上］ ［新設］